

医療法人社団 日新会 城山病院

(介護予防) 訪問リハビリテーションサービス運営規定

(運営規定の趣旨)

第1条 医療法人社団日新会が開設する城山病院が実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業所は、要支援状態及び要介護状態（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の従業者は、居宅において生活する要支援者及び要介護者（以下、要介護者等という）が、その有する能力に応じ、自立した生活を継続して営む事ができるよう、理学療法等の専門的なリハビリテーションを実施することにより、身体機能の維持及び改善とともに生活機能の維持および向上を目的とする。

2. リハビリテーションの実施について、医師、看護師、介護スタッフ、リハビリテーション専門職、担当介護支援専門員等により、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の予防又は要介護状態の予防に資するよう、個人の状態や希望に基づき、居宅での生活がイメージされた目標を設定し、その目標に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。また、リハビリテーションの進捗状況を定期的に評価し、リハビリテーション計画の見直しを行う。
3. リハビリテーションの実施にあたり、リハビリテーション実施中はもちろん、リハビリテーションの終了後も居宅での生活を維持するため、地域における総合的なサービスを提供するため、関係市町村、包括支援センター、担当介護支援専門員、居宅サービス等事業所と目標、情報を共有する。
4. リハビリテーションの実施にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施する。
5. 利用者の個人情報、個人情報保護法に基づく高齢労働省のガイドラインに則り、リハビリテーション等の提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得ることとする。

(施設の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は、次のとおり。

- 1) 施設名 医療法人社団 日新会 城山病院
- 2) 指定年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- 3) 所在地 岐阜県中津川市苗木 3 7 2 5-2
- 4) 電話番号 0 5 7 3-6 6-1 3 3 4 FAX 番号 0 5 7 3-6 5-6 9 3 2
- 5) 管理者名 赤 座 薫
- 6) 介護保険指定番号 2 1 1 1 5 0 0 6 9 6 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用者の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

② 従業者の職種及び員数

理学療法士 1名 病院との兼務 名 (常勤 1名 非常勤 名)

事務職 1名 病院との兼務 1名 (常勤 名 非常勤 名)

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な訪問リハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

1) 営業日：月曜日～金曜日までとする。

但し、国民の祝日、12月29日～1月4日までを除く。

2) 営業時間：8時45分～17時までとする。

(利用料等その他費用の額)

第7条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その額の1割又は2割とする。利用料、その他の費用の額は、別紙料金表のとおりとする。

2. 次条の通常の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えて1Kmにつき、20円。

3. 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受け取ることにする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は中津川市(阿木地区、坂下地区、川上地区、加子母地区、蛭川地区、山口地区、神坂地区、付知地区を除く)とする。

(相談・苦情処理)

第9条 事業所内に苦情・相談窓口を設置し、プライバシーの保持、迅速な対応と早急な解決をします。

2 苦情・相談への対応の概要を次のように定める。

ア) 苦情・相談窓口 医療連携室 今井 貢二、早川 元規

電話 0573-66-1334

FAX 0573-65-6932

苦情窓口開設時間 月曜日～金曜日 8時45分～17時

土曜日(第二土曜日を除く) 8時45分～12時

外部の相談窓口 中津川市健康福祉部介護保険室 0573-66-1111

岐阜県国民健康保険団体連合室 058-275-9826

イ) 苦情解決責任者 病院長 赤座 薫

ウ) 苦情・相談窓口担当者は、苦情・相談を受け、その内容を十分に聴き内容を確認したうえでその段階で解決、返答できると判断される内容の場合は、その場で解決・返答します。

- エ) 相談窓口担当で解決が困難な場合は処理を保留し、事実確認を行い、苦情解決責任者、苦情・相談担当者、苦情・相談の対象となっている部署の責任者（必要な場合には、対象職員）と協議したうえで解決・返答します（問題点の洗い出し、改善策の検討）。
- オ) 苦情・相談に関する解決の経過及び結果については、解決・改善策を明確にし報告します。
- カ) 苦情・相談内容について、担当居宅介護支援事業者に報告を行います。
- キ) 解決後は再発防止に努め、様子観察と記録を行い、経過を見守ります。

（事故発生時の対応）

第9条 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに岐阜県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
3. 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（その他）

第10条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人が定めることとする。

附 則

この規定は、平成24年5月1日から施行する。

平成25年4月10日 改定

平成25年10月1日 改定

平成27年4月1日 改定

平成27年8月1日 改定